

役員及び評議員の費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花園会の役員及び評議員の費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表1の備考のとおりとする。

(理事及び評議員の費用弁償)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の費用弁償)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則

1 この規程は、平成19年4月1日より適用する。

2 この規程は、平成23年1月24日より適用する

別表 1

【理事会・評議員会出席費用弁償】

	備考
5,000 円	※交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には 5,000 円単位で実費を超える金額とする。

別表 2

【役員及び評議員の費用弁償】

	備考
10,000 円	

別表 3

【出張旅費】

日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)	食事代			備考
		朝食	昼食	夕食	
10,000 円	20,000 円	2,000 円	800 円	2,000 円	